

特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）オモテ面

見本は令和7年度を記載

前年の1月から12月までの所得（収入）が記載されます

所得金額から所得控除を差し引いた金額です（1,000円未満端数切捨）

毎月の給与から、この欄に記載された金額が差し引かれます

賦課期日（課税される年度の1月1日）時点の氏名・住所が記載されます

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）									
所得	給与収入	5000000	主たる給与	所得金額	3560000	山林所得	2420000	課税標準	総所得③
(円)	他の所得計	500000	以外の合算	所得区分	所得金額①	4060000	課税標準	山林所得	2420000

所得控除	雑損	0	障害・寡・ひ・勤	0	所得控除	所得控除合計②	1640000
(円)	医療費	0	配偶者特別	330000	所得控除	所得控除合計②	1640000
	社会保険料	500000	扶養	380000	所得控除	所得控除合計②	1640000
	小規模企業共済	0	基礎	430000	所得控除	所得控除合計②	1640000
	生命保険料	0	所得控除	1640000	所得控除	所得控除合計②	1640000
	地震保険料	0	所得控除	1640000	所得控除	所得控除合計②	1640000

住宅借入金等特別税額控除額	特別区民税	58,500円	都民税	39,000円
寄附金税額控除額	特別区民税	20,365円	都民税	13,577円

「住宅借入金等特別税額控除」、ふるさと納税などの「寄附金税額控除」等がある場合は、その内訳が記載されます

特別徴収税額の算定の対象となる所得控除がある場合は、住民税における控除額が記載されます

税	特別区民税	税額控除前所得割額④	145200		
		税額控除額⑤	80365		
		所得割額⑥	64800		
		均等割額⑦	3000	納付額(円)	
	都民税	税額控除前所得割額④	96800	6月分	9600
		税額控除額⑤	53577	7月分	9400
		所得割額⑥	43200	8月分	9400
		均等割額⑦	1000	9月分	9400
	森林環境税額⑧	1000	10月分	9400	
		特別徴収税額⑨	113000	11月分	9400
額	控除不足額⑩	0	12月分	9400	
	既充当此委託納付額⑪	0	1月分	9400	
	既納付額⑫	0	2月分	9400	
	差引納付額(9-12-10,11)	113000	3月分	9400	
	変更前税額⑬	0	4月分	9400	
	増減額(9-13)	0	5月分	9400	
	変更月	月			

特別区民税・都民税の税額です
・「税額控除前所得割額」は課税標準の額に税率（「総所得」の場合は特別区民税6%、都民税4%）を乗じた金額です。
・「所得割」は、- の金額です（100円未満端数切捨）

給与所得等に係る特別区民税・都民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の5）の規定によって通知します。この通知書の記載事項に不備がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に申し出て書き直しをすることができます。（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知書に係る決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書き直しをすることができなくなります。）

前記の事項に不備がある場合には、当該事項の訂正を通知した日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、原告の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該取消しがあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該取消しの訴えを提起して1年を経過すると原告の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

① 年 月 日 荒川区長

② 問合せ先 荒川区役所税務課課税係 電話 03 (3802) 3111 (代表) 内線2316～2319、2321～2323 ① ②の順で矢印の方向にゆくりていねいに開いてご覧ください。

見本

本書には、給与からの特別徴収の対象となる内容についてのみ記載されます。給与からの特別徴収の対象とならない税額がある場合は、別途、通知書をご自宅等に送付します。